

委員提案発言（令和 8 年 6 月 2 日開催）

- ・ 資料 3 の 9 ページに県内の水道料金比較表があるが、当町は県内でも高い料金体系だが、さらに値上げしなければならない理由はなにか？
→ 県内で比較すると可児加茂地区は高い料金体系となっており、その中でも当町は自前の浄水場を維持運営しているため、高い位置にランクしている。水道事業を維持運営できたのも、町民の皆様のご理解があつてのことであり、非常に感謝している。しかしながら、当町は中山間地域で非常に広範囲に給水しており、人口減少、物価上昇、国が推奨する水質の確保や簡易水道統合事業など、近年の経営状況は芳しくなく、遂に赤字経営に陥り、数年間はこの状況が続くものと予測している。このような状況下の中、施設は老朽化するため、更新していかなければならないため、財源の確保が必要となった。
- ・ 水道事業は 20% 相当、下水道事業は 10% 相当財源が不足するということだが、一気に 30% の負担増は厳しすぎるのではないか？
→ まず現状を説明させていただいた。どう進めていくかは、検討委員会で協議し今後決めていただきたい。
- ・ この改定率は決まりなのか？
→ 決まりではない。今回示したものは、水道は赤字に対する不足額から算出した改定率、下水道は流域負担金の改定に合わせた不足額から算出したものとなる。（公社）日本水道協会から示される料金回収率や給水単価の設定など経営指標があるため、次回の委員会では複数改定パターンをお出しする。改定方針も今後の委員会で決めていただければと考えている。
- ・ 改定は例えば 10% 相当でもよいのか？ 足りない分は税金で補填できないか？
公営企業は、独立採算制の原則が適用され、使用者が負担すべき料金（使用料）である。不足分を税金で補てんする手段もあるが、住民税や固定資産税、法人税など本来の目的に沿った税の用途となるため、水道料金や下水道使用料に充てた場合他に実施しないといけないサービスが出来なくなってしまう。また、福地地区など町水道がない地域もあるため、税の公平性も失われてしまうことも懸念する。
- ・ この経営状況では町もすぐに値上げしたい気持ちはわかるが、町民感情もあるため難しいと思う。段階的な値上げ、例えば値上げを 2～3 回に分けることは可能か？
→ 可能。平成 4 年の改定も 3 回ほどに分けて対応した。また、他の団体でも段階的に改定しているところもある。
- ・ 下水道の収入には多額の繰入金があるが、水道事業にも繰入は全く無理なのか？
→ 下水道は住環境や整備のため、行政主導で実施してきたものである。「資金不足です、足りないから値上げします」と負担を住民に強いることは難しいため、総務省の通知によりその基準に合致するものについては国の地方交付税の算定対象として財政措置されている。下水道使用料とこの金額をもってしても不足する額は、市町村が独自に繰り出し補填している。当町の収入は、下水道使用料は 128,000 千円、繰入金は 167,000 千円、うち基準外繰入金は 33,000 千円であり、当町の下水道事業経営は基準外繰入金無しでは運営不可能である。

水道事業も国・総務省より認められている繰入金があり、合致するものについては一般会計に繰り出してもらっている。下水道事業ほどではないが水道事業も基準外繰入金を算入しているが、正当な理由がある。やはり、独立採算制の原則や公平性の原則があること、町の財政も厳しいため、経営悪化のため基準外繰入金が“欲しい”と言ってもらえるものではない。

- ・ 下水道事業の繰入金が多いのはなぜか？

→下水道を整備するための初期投資を借入で賄った。その建設改良費に関するものが多く、償還時の元金と利息、50%相当が繰入金対象のものもある。ただし、借入の償還は30年間で、平成9年の供用開始から30年経過しようとしているため償還は終えつつある。令和11年度に償還のピークが終了するため、繰入金の額も少なくなることを予測する。収入支出ともに経営構造が大きく変わることを予測する。

- ・ 水道の総配水管が170kmで、毎年1kmずつ更新しても170年かかる計算となるが時間が掛かり過ぎではないか？その間、大丈夫か？

→配水管の耐用年数は、地方公営企業法では38年、若しくは、40年とされている。実際の運用は、材質や形状によって一律ではなく、現在の最新技術による管は100年持続するとさえ言われている。当町の配水管の更新は、下水道整備時の平成初期に広く実施しているため、比較的新しい管が多い。しかしながら、世間一般言われるように人手不足の問題は水道の工事業業者も同じである。もちろん工事資金の問題もあり、すぐには対処できないが、引き続き管の点検や状態、漏水状況を把握しながら大きな水道事故にならないよう、計画的に効率的に進めている。更新計画については、来年度か再来年度見直す予定である。

- ・ 漏水はどのように発見するのか？

→町民からの通報の他、配水流量が計測できるよう配水池やポンプ場などに流量計が設置されており、遠隔監視システムによって水道環境課の事務所や課職員のスマートフォンで管理することができる。漏水箇所は発見できないため、配水流量が多い場合は、職員によるローラー作戦、それでも不明な場合は漏水調査業者に委託し、大きな水道事故にならないよう遂行している。

- ・ 料金につながらない水道使用量はあるのか？火災時の消火栓使用の際はどのようにするのか？

→水道メーターを通過した水量は、料金に反映する。家庭の給水装置の故障による漏水減免の規定はある。その際、町の給水装置工事指定店の修理は必要。火災時は消火栓により大量の水を使用するが、水道メーターがないため水量計算ができないため、年間500千円を消火栓使用料として町から繰り入れている。

- ・ 当町には木曽川が流れており、水は豊かだと思っていた。水道で困ると思っていた。→木曽川からの水利権はない。配水エリアの広い上飯田浄水場は飛騨川から取水している。そのほか、木野浄水場、久田見浄水場、潮南浄水場は支流である。

- ・ 改定スケジュールは、これで確定か？

令和9年度、令和9年4月分から改定しようと思うと、12月の議会に上程する必要があるため、このスケジュールとなる。協議やパブリックコメントにより、もっとじっくり検討したほうが良いという方針となれば、改定の時期は遅らせることはできる。ただし、遅れる分財源はさらに不足する。

- ・ 理解を得るために、10%、20%、30%とやはり段階的にやるべきではないか？
→ご意見、ありがとうございます。
- ・ 赤字経営に陥っており、必要な値上げ率が示されているので、先送りせず対応すべきである。
→ご意見、ありがとうございます。
- ・ 水道、下水道も日常的に使用しているので、今回この検討会で説明を受けて理解が深まった。
→ありがとうございます。
- ・ 水道は町営企業であること、人が生きるために事業は継続し続けなければならないことが理解できた。また、コンビニや店舗で購入する水より断然安価であり、いろいろな処理がされて安全で安心な水であることも理解できた。
→ありがとうございます。